

岐阜県公報

第千九百九十六号
平成二十年十一月四日

(火曜日)

目次

規 則

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

(検査監督課) 七二五^{ページ}

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

規則

(県産材流通課) 七二五

告 示

救急医療施設の委嘱

(医療整備課) 七二六

公 示

平成二十年度採石業務管理者試験合格者

(産業政策課) 七二六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 七二六

規 則

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合法施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「第七十三条第四項において準用する民法第八十三条」を「第七十二条の十八の十」に改める。

別記第十八号様式中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第五条第一項の認定事業者が同条第二項の認定生産製造連携事業計画に従って同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な法第二条第一項に規定する資金 十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

「注5 農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。」

「注5 農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。」

注6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。」

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百三十一号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十年十一月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。
平成二十年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限

海津市医師会病院 海津市海津町福江六五六 一六 平成二三・一〇・三一

公示

平成二十年度採石業務管理者試験合格者

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成二十年度採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
一	二	五
八	九	一〇
一三	一五	一一
二五	三〇	一二
三七	三九	一三
四六	四七	一四
五二	五三	一五
六九	七〇	一六
七九		一七

以上二五名

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十一月四日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

コジマNEW西岐阜店

岐阜市折立北浦二三八番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十一月四日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

アピタ岐阜店

岐阜市加納神明町六丁目一番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十一月四日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ゲンキー垂井店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

平成二十年十一月四日印刷
平成二十年十一月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社